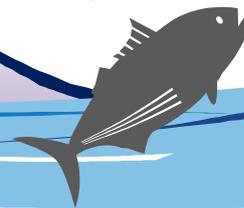


# まちづくり回覧板

～みんなでつくる自治基本条例～



平成24年8月

## 「自分たちの経験からつくったP I マニュアル」

平成24年7月22日（日）午後1時から大村公民館にて、第10回焼津市自治基本条例を考える市民会議を開催しました。

### ミニ講座「焼津市の市民協働について」

「ミニ講座」では、焼津市の協働の考え方・位置付け、現在の取り組みなどについて、市の担当者から話がありました（右に概要）。『協働の充実のために必要なことは？』という旗上げアンケートでは「活動・交流拠点の充実」が10名、「担い手を増やす取り組みの強化」が9名、「制度・仕組みづくり」が5名という結果となりました。

### P I 活動の経験を焼津市の財産に

P I の5つのグループからの活動報告の後、これまで蓄積してきた経験や知恵を今後のまちづくりに活かすために、「自分たちの経験からつくったP I マニュアル」という形で残しては？というファシリテーターからの提案がありました。それを受けて、5つのグループに分かれて、マニュアルのたたき台をもとにした意見交換が行われました。各グループの現場で、様々な実体験に基づく生きたマニュアルができつつあります。このマニュアルは、今後もバージョンアップし続けていきます。



### ミニ講座「焼津市の市民協働について」

#### ○市民協働課 市民協働推進担当

平成20年11月に担当ができた。「市民協働課」という名称は平成23年度から。

#### ○焼津市の「協働」の考え方

協働とは、NPO、企業、行政などがそれぞれの主体性・自主性のもとに、互いの特性を認識・尊重し合いながら、持てる資源（人材、資金、情報、ネットワークなど）を出し合い、対等な立場で、共通の公共的な目的を達成するために協力すること（静岡県の定義）

#### ○焼津市の「協働」の位置付け

総合計画の中では「市民と行政がともに創るまちづくり」という政策の中で「市民参画の協働の推進」が位置付けられ、体制充実や人材育成などの具体的な事業が行われている。

#### ○自治基本条例と「協働」

まちづくりの当事者である市民が自治を取り戻すために協働があるのではないかと。対立ではなく、相手を理解し、補い合い、地域力を結集することが協働。自治基本条例との関係では、地域資源に磨きをかけていくために市民がまちづくりに参加する仕組み、異なる組織が協働する仕組みが必要だと思う。

発行 焼津市自治基本条例を考える市民会議  
事務局：焼津市企画財政部企画調整課  
電話：054-626-2141（直通）  
E-mail：kikaku@city.yaizu.lg.jp